

## 平成29年白老町議会全員協議会会議録

平成29年 5月16日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時02分

---

### ○議事日程

1. 白老町自治基本条例の見直しに関する提言書について
  2. 白老町保育事業について
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町自治基本条例の見直しに関する提言書について
  2. 白老町保育事業について
- 

### ○出席議員（14名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大渕紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	古 俣 博 之 君
企 画 課 長	高 尾 利 弘 君
企 画 課 主 幹	富 川 英 孝 君
企 画 課 主 査	温 井 雅 樹 君
企 画 課 主 任	村 上 さ や か 君
健康福祉課子育て支援室長	渡 邊 博 子 君
健康福祉課子育て支援室主幹	藤 元 路 香 君
健康福祉課子育て支援室主査	鵜 澤 友 寿 君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 高 橋 裕 明 君  
主 査 増 田 宏 仁 君

---

## ◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は白老町自治基本条例の見直しに関する提言書について、白老町保育事業についての2件であります。それでは始めに白老町自治基本条例の見直しに関する提言書について担当課からの説明を求めます。

高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 皆さんおはようございます。イランカラプテ。本日は自治基本条例の見直しに関する提言書の概要についてご報告させていただきます。平成19年1月に施行されました白老町自治基本条例につきましては5年に1度検証作業を進めるということとしております。今回の検証作業は平成23年度に続きまして2度目の検証作業になります。今回の検証委員会の中ではこれまでの取り組みの状況や自治基本条例がおかれている現状・課題について意見交換を行いながら、各条文の見直しの方向性について対話という形で進めてまいりました。その中では前回の提言書でも提言されております自治基本条例の役割の町民への認知、理解度、啓発活動についての意見のみならず、今後白老町を担っていく若い世代のまちづくりへの参加などについて活発な意見交換がなされたところでございます。本日はこれらを提言書としましてまとめたものにつきまして説明させていただきたいと思っております。なお条例改正の提言につきましては、今後役場内の委員で構成します検証会議というものを設けまして、この中で提言を踏まえまして条文改正等の見直しの作業を進めていくことにしております。提言書のポイントにつきましては担当より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 改めましてイランカラプテ。私のほうから自治基本条例の見直しについて3ページもののレジメのほうで説明させていただきたいと思っております。その後で自治基本条例見直しに関する提言書のポイントということで資料1から5ということで閉じた書類のほうを提出させていただいていると思っておりますけれど、基本的には資料1ポイントの部分については担当企画課温井主査のほうから説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。改めまして自治基本条例の見直しについてということで、2枚ものの書類のほうで説明させていただきます。

1. 自治基本条例策定の経緯及び経過ということで、このことについては高尾企画課長の挨拶でございましたけれども、平成19年度に白老町自治基本条例の施行という形になってございます。白老町につきましてはこれまで町民との協働のまちづくりということを推進してきた中で、それを制度的に保障するような形、それを明文化するというところでこの自治基本条例の制定施行に至ったことでもあります。この策定の段階ではそれぞれの主体ということで町民検討部会、町内職員プロジェクト、議会特別委員会を設置していただきまして議論をしていただく。そこでそれぞれ主体の条項案というものをつくっていただいた中で、3者による策定委員会を設置して条例案の検討を行ってきたと当初の背景がございます。平成19年の自治基本条例制定施行の後ですが、それをさらに制度化

ということでパブリックコメント手続実施要綱を策定いたしまして、これについては町の重要な計画、政策にかかわるものについて町民の意見をしっかりと聞くというような手続きを保障したものと  
して、原則としては30日以上意見の提出期間が必要だということで意見提出、町民参画の機会を  
保障しているというところになってございます。

2 ページ目にまいります。先ほども高尾企画課長のほうからもありましたとおり5年を越えない  
ということの条例の見直しということもございまして、平成19年の施行以来、平成23年度に見直し  
作業に着手してございます。その中であっては見直しの方法ということで自治基本条例検証委員会  
こちらは策定委員会同様、町民、議会、行政の3者で構成しているものでございます。これを平成  
23年の6月から平成24年の1月まで8回開催して白老町自治基本条例見直しに関する提言書という  
ものが平成24年にまとまって提出をいただいております。その後、自治基本条例検証会議という  
ことで、当時部長制でございましたので役場内部の部長職で構成する検証会議を設置し提言内容等  
についての検討、判断を行ったところであります。いただいた提言書の主な内容につきましては大き  
くは運用改善に向けた提言、条例改正に向けた提言ということで、運用改善に向けた提言の中  
では自治基本条例の普及啓発、議会・行政の意識向上、町民参加の推進、大きく3ポイントあったと  
ころでございます。それから条例改正に向けた提言というところでは、③見直し結果に記載されて  
おりますのでその点は改めて説明させていただきたいと思っております。見直しの結果ということで町政  
活動へ参加（第11条）、条例の見直し（第36条）について改正を行った状況になってござい  
ます。改正の内容については町政活動への参加（第11条）については町民がより能動的に町政への参加を  
表現するというところで「参加することができます。」というところから少し踏み込んで「参加するよう  
努めます。」ということを第11条では改正したという形になっております。それから第36条の条例の  
見直しについては見直しの発議がこれまで「町長は」と言っていたものを「町は」とかえること  
によって町長あるいは議会、町民のほうからも見直し発議が可能になるような意味の文案へと改正を  
したというのが前回の改正点でございます。

次のページにまいりまして今回の見直しについてであります。今回につきましても基本的には前  
回の見直し同様の取り扱いを検討してございます。5年を超えない期間として平成28年度から各条  
項の適合性等について検討作業を行いました。前回同様、自治基本条例検証委員会を設置して平成  
28年10月から平成29年3月まで計5回の開催を行ったところであります。その結果本日資料2とし  
て全文を添付してございますけれど、白老町自治基本条例見直しに関する提言書を取りまとめてい  
ただきまして平成29年3月29日に提出をいただいたところであります。この内容につきましては前  
回同様、前回は部長職という形でありましたけれども、今回は行政内部の課長職を中心に検証会議  
を設置いたしまして提言内容の検討を行う予定でございます。この後、詳細についてはご説明させ  
ていただきますが簡単に提言内容のポイントだけ説明させていただきます。今回についても大きく  
は運用改善の提言、条例改正の提言と前回と項目としては同じような形になってござい  
ます。運用改善の提言については自治基本条例の普及啓発、情報発信・情報共有の強化、対話による町民参加・  
若手参加の促進の3項目が挙げられてございます。条例改正の提言については基本理念ということ  
で第3条関連になりますけれども共生社会というものを意識したような条項を検討できないだろ  
うかということが1点。「町民の役割と基本姿勢」（第12条第3項関連）地域の人と人とのつながり、

支え合いを意識できるような文言を整理できないだろうかというところが1点。3つ目は文言整理ということで今回は町民の部分第11条だけを対象となっていたものでありますけれども、今回は努力規定の部分について「努めます」ということに対しては、できるだけ義務規定のような「何々します」という言い方ができないかということを検討されたいということがございました。4つ目こちらは新規の追加ということで先般から新聞等々で各地でありますけれども、公務員の不祥事を念頭において行政運営の公平性、あるいは誠実性を明言するような条項を検討できないだろうかということになってございます。このような大きく大項目としては2つそれぞれ3項目、4項目と検討内容、提言書にいただいたところであります。それから今後の予定といたしましては、本日全員協議会で提言書の内容等を説明させていただいた後、先ほど来お話をしておりますが、行政内部、現状では課長職ということで想定しておりますけれども、自治基本条例検証会議というものを設置し検討していきたいと、その結果条例改正の必要性等を全般を通して判断してまいりたいと考えているところでございます。その結果、条例改正が必要だということで条例案の検討などを行った際には大体7月頃からパブリックコメントにかけて、条例改正案については必要性が生じた場合には9月会議の時に上程を予定させていただきたいと考えているところであります。私からは以上となりますので引き続き資料1に基づいて提言内容のポイントとすることで温井主査のほうから説明させます。

○議長（山本浩平君） 温井企画課主査。

○企画課主査（温井雅樹君） 私のほうから資料1自治基本条例見直しに関する提言書のポイントについてご説明いたします。こちらのほうは先ほど富川企画課主幹のほうからポイントの説明があったと思いますが一部重複するかと思いますがご了承いただきたいと思っております。

資料1の1ページ目をごらん下さい。Ⅰ見直しの視点についてでございます。①見直しの根拠についてですが、白老町自治基本条例第36条により原則として5年を超えない期間ごとに社会情勢等との適合性について検討する旨規定しております。②見直しのポイントについてでございますが、2回目の見直しとなる今回ですが、(1)各条文の検証、(2)条例の現状と課題、(3)まちづくりへの参加の3点に留意して検証を行ってきました。

続いてⅡ提言の内容及び背景についてでございます。1.運用改善に向けた提言の①自治基本条例の普及啓発についてでございます。①自治基本条例の普及啓発の背景でございますが、前回の見直し時でも「自治基本条例の普及啓発」に対する提言がなされましたが、依然として浸透度、認知度が低い状況にあります。このことから自治基本条例が定められた背景や目的について、町民・議会・行政が共有し、その存在意義について考え町民の生活に浸透させることが必要となります。そこで背景を受けまして自治基本条例の普及啓発について、(1)広報などを通じて制度を周知し条例の趣旨を普及させること。(2)さまざまな町主催の行事・イベントで自治基本条例の名称が町民の耳に届く機会をふやすこと。(3)転入届出や母子手帳の配布の際に自治基本条例ポケット版を配布することの3つの提言がなされました。

続いて資料1の2ページ目をお開き下さい。②情報発信・情報共有の強化の背景でございます。背景としましてはインターネットやSNS等の情報発信媒体の多様化により若年層と高齢者の間で情報格差が生じる懸念がございます。情報共有はまちづくりの重要な要素であることから、より効

率的・広域的な情報発信と町民との情報共有方法等について検討が必要となります。そこでこの背景を受けまして、情報発信・情報共有の強化につきまして、(1) 広報やホームページなどの主要な情報発信媒体を改善すること。(2) 時代の変化に応じて情報発信の手法を充実すること。(3) 年度当初に各部署の業務内容の概要を提示すること。(4) 町民意見等に対し、進捗状況等を周知することの4つの提言がなされました。

続いて③対話による町民参加・若手参加の促進についてでございます。対話による町民参加・若手参加の促進の背景でございますが、高齢化の進展の中で町民参加による協働のまちづくりを進展させるためには若手世代のまちづくりへの参加が必要となります。これまでパブリックコメントを制度化したもののその活用は限定的でありました。今後はより多くの町民が関心を持ち能動的な活動を促進するために「議論」ではなく「対話」を重要視し、特に若い世代の参画を促進する環境整備が必要となります。この背景を受けまして対話による町民参加・若手参加の促進について、(1) 町民が楽しいと思える場を提供すること。(2) まちづくりへの関心を喚起し若年層の参加促進拡大を図ること。(3) 対話を重視し一人ひとりの意見が尊重されるまちづくりを目指すこと。(4) 義務教育課程において自治制度を学び、まちづくりの主体である意識醸成を図ることの4つの提言がなされました。

続いて資料1の3ページ目をごらん下さい。2. 条例改正の提言についてでございます。今回の見直しにおいて、時代の流れや社会情勢の変化などに取り残され条例自体が形骸化しないよう、また、町民が主体となったまちづくりの可能性をさらに広げるため条例改正について検討してまいりました。その検証結果を受け条例改正の提言として4つの提言がなされました。(1) 条例第3条(基本理念) 関連でございます。これは多様な個性や価値観を互いに理解し尊重する共生社会の実現についての条項を検討するものでございます。(2) 条例第12条第3項(町民の役割と基本姿勢) に関するものでございます。地域における人と人のつながりや絆、支えあうことの大切さを再認識できる条文を検討するものでございます。(3) 全条項に対する文言整理であります。これは「努めます。」と努力規定を「なになににします。」という義務規定について趣旨と表現方法を検討するものであります。(4) 不適切な職務遂行の事例を背景に行政運営の公平性、誠実性に関する条項を新規に追加検討するものでございます。参考1「(1) 条例第3条」及び「第12条第3項」に係る現行条文を掲載しております。参考2「(4) 新規追加」に係る他自治体の状況を掲載しておりますので後ほどご参照して下さい。以上で資料1の説明を終了いたします。

続いて資料2から資料5につきまして一括して説明していきたいと思っております。資料2をお開き下さい。資料2ですが3月29日づけで白老町自治基本条例検証委員会から白老町長に提言された白老町自治基本条例の見直しに関する提言書の本文でございます。こちらについては資料1の提言のポイントで内容のほうをご説明しましたのでこの場での説明は省略させていただきます。

続いて資料3をお開き下さい。資料3には道内他自治体の見直し実施状況について掲載しております。こちらの資料は参考資料として添付しておりますのでこちらも後ほどごらんいただきたいと思います。

続いて資料4をお開き下さい。資料4は白老町自治基本条例逐条解説でございます。こちらの資料も参考資料として添付してございます。

最後に資料5をお開き下さい。資料5は白老町自治基本条例ポケット版でございます。こちらの資料は町民課窓口への設置ですとか、転入者への配布などを現在行っております。以上で資料2から資料5までの説明を終了いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま説明がございましたが、この件について特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 説明ありがとうございました。資料5のポケット版についてお伺いしたいのですが、窓口でつくって出すということなのですが多分A4を4つ割にして冊子をつくるのかなと思うのですが、見直しの中で共生社会について入れたほうがいいとか、そう言っている割には自治基本条例の中で共生社会という言葉が全くないですし、そういう言葉は入れるべきだと思うのが1点目です。2点目がこの表紙と裏なのですがどこにも申しわけないのですが、多文化共生のまち白老ってつくったマークがどこにも使われていないのです。自治基本条例と多文化共生のまち白老ってリンクされているのか不思議で仕方がないのです。自治基本条例は自治基本条例でこちらはこちらという考え方なのか、その辺をもう少しわかりやすく説明していただければありがたいと思うのです。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 資料5の自治基本条例ポケット版なのですが、従来からつくっていたものでして、今回改正も含めまして、共生社会の話もありましたけれども、変化の中で見直し作業を進めているわけですが、それらを含めてご意見を参考にしまして今後新たに自治基本条例ポケット版を再考していきたいので、その中では今言っていた多文化共生の部分のマークなど工夫しながら入れていきたいと、共生社会の実現も捉えた中でももう少しわかるようなポケット版に整理していかなければならないのかなと考えています。リンクさせていくということは当然考えておきまして、多文化共生の社会というのも協働のまちづくりの深化という部分での考え方でございますのでリンクさせていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） リンクしていくという話は、この会議の中で話をしたのでしょうか。私はそういうことも大事かなと思っています。もう1点は自治基本条例ポケット版です。皆さんがポケット版をもらい大事にとっておきますか。ポケット版というならきちんと自治基本条例の説明は入れなくても、そのところをきちんとやらないと期待される効果や期待される情報の共有が書いているけれども、実際に自治基本条例の中で何書いているのって。白老町に来られた方々にと言っていましたけれど、白老町に来られた方々で高齢の方で自治基本条例ポケット版をほしいという人どのくらいいますか。ほとんど白老町に引っ越して来られた方とは、それだけ若い人ではないのかなと思うのです。もしPRしたいのであればもう少し工夫して考えてもらえるとありがたいかなと、その程度です。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） ポケット版の今後わかりやすさと、細かくなりすぎても困るという部分でその辺工夫しながらつくっていくということが1点。委員会の議論の中でポケット版自体をど

うするか意見交換という話題はなかったのですが、自治基本条例というものだけで説明していくのは難しいのですが、ことあることに自治基本条例と自分たちがやっている行動や活動の兼ね合い等をきちんとわかるような形でリンクさせながら実際の行動と合わせて普及啓発していくということが大事だという話し合いにはなっております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 2点ほど伺いたいと思います。自治基本条例は自治制度における最高の規範であるということで位置づけて5年ごとに見直しをして10年たちます。その中で先ほども言いましたように町民への普及、理解そういうものが1番重要であり、それが1番不足をしているとポケット版などの方法がとられているのですが、パブリックコメントも町民に向けて必ずやっていますけど、議会もそうなのですが、議会が何をやっているのかわからない、ある程度活動している団体の長が言ってくるという、知ろうとしない人たちに知ってもらうことは大変なことだと思うのです。パブリックコメントを含めて10年経過して町民への普及はどれくらいだと検証されていますか。

もう1点。若い人たちの参加を促進するという提言の中で義務教育課程における自治制度の学び、まちづくり主体の意識情勢を図ることをやっていくとのことなのですが、今、小学校、中学校で癌教育、認知症教育など大人が取り組むようなことを取り入れてやっていますけれども、学校の教育課程で授業の一部に取り入れていく手法なのかその辺の考え方を伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 普及度、自治基本条例を知っている人の普及度は決して高くない認識です。学校教育の中で実際に子供版出前講座の中でも自治基本条例というのは入れております。十分に活用されているかという部分と、範囲が広いという部分があるので学校との打ち合わせをしながら、まちづくりに子供たちの意識、興味関心をもってもらおうという取り組みは自治基本条例だけではなくて、子供議会なども通じて単に授業でやるというのではなくそういったものを通じてやっていければと考えています。

○議長（山本浩平君） 9番、及川保議員。

○9番（及川 保君） 今ご説明してもらい前回とほぼ同じような中身で検討されたという状況でこれから煮詰めていくのですが、議論も大事ですけど対話も大事という姿勢、私は非常にいいことだなと思います。もう1点は自治基本条例は基本条例と入っていて、町民に固いということが見受けられないのか。なかなか浸透しないのはそのあたりも1つ原因にあるのではないのかと考えるのです。何か愛称的なものを出して、その下に小さく自治基本条例っていう形のポケット版でつくるなど、そういうものは考えられないのかどうか、気になっていることだからお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 愛称を考えてということも自治基本条例を住民に親しまれるような方法を継続して考えていかなければならないと思います。議論というより対話ということの重要性、まちづくりへの積極的な参加につながっていくということもございますので、そういうものも含めてまちづくりに参加していくためには、固いイメージ、固い議論ではなく対話という形式の中で、テーマごとに話し合いにしても付加価値をつけながら楽しみながら活動、対話の場ができるような

仕組みをつくっていかなければならないのかなと委員会の話し合いの中でも多々ございました。

○議長（山本浩平君） 9番、及川保議員。

○9番（及川 保君） 愛称的な部分はどのように捉えますか。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 今の時点では愛称を考えるとこのほうまで頭が回っていませんでしたが、今のご意見も含まれて検証会議等でも議論はさせていただきたいなと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって「白老町自治基本条例の見直しに関する提言書」についての説明を終了いたします。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

---

再会 午前10時45分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして2点目の白老町保育事業運営計画（案）について担当課から説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それでは改めましてイランカラプテ。お忙しい時間をいただきましてありがとうございます。きょうの案件につきましては議長のほうからもありましたように、今後の町立保育園のあり方につきまして、これまで白老町立保育園設置運営方針に従いまして、きょうの1点目は虎杖浜の海の子保育園の民営化に伴う業者選定が終わりましたので、そのことに対するご報告を申し上げたいと思います。2点目はそれを踏まえまして今後の町立保育園の事業運営計画をまとめましたのでその説明をさせていただきたいと思っております。ご意見等あるかと思えますけれどもこれまでの経過を含めましてしっかり説明したいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 引き続き説明をお願いいたします。

鵜澤子育て支援室長主査。

○健康福祉課子育て支援室主査（鵜澤友寿君） 海の子保育園民営化に係る事業者選定結果及び今後の取り組みについてご説明いたします。

2ページ目をお開き下さい。始めに1、事業者選定までのスケジュールについてであります。1月20日全員協議会において町立保育園設置運営方針案についてのご説明を行った後、2月13日に事業者選定委員会を開催いたしました。この中で募集要項と選定基準についてご審議いただきました。2月22日産業厚生常任委員会において町立保育園設置運営方針案に係る会議・説明会の経過報告と海の子保育園の事業者募集についてのご説明を行っております。2月23日事業者募集要項の公表・配布開始をしてございます。2月27日胆振管内の対象事業者58法人に対して事業者の説明会と開催案内を行って送付してございます。3月6日事業者向け説明会と海の子保育園の園舎の施設見学を開催してございます。説明会には町外の事業者3事業者が出席しております。3月7日から応募の

受付と質問の受付を開始しております。4月5日に受付を終了いたしました。最終的に町外の1法人から応募がありました。法人名は「学校法人登別立正学園」であります。4月10日に応募事業者から提出がありました提出書類につきまして選定委員のほうへ事前に配布をしてございます。4月20日ですけれども事業者選定委員会を開催いたしました。こちらのほうで応募事業者からのプレゼンテーションを行い、その後選定委員から事業者への質問を行った後に、選定基準に基づき審査のうえ事業者を選定いたしました。4月25日に選定事業者へ選定結果通知書を送付しております。

続いて3ページをごらん下さい。2、事業者選定委員会についてご説明いたします。(1)と(2)については記載のとおりとなっております。(3)の選定者選定委員につきましては下記名簿のとおり10名となっております。

続いて3、事業者選定基準についてご説明いたします。(1)事業者選定評価項目及び評価基準についてであります。①評価項目は評点表のとおりになります。評点表は4ページのほうでご説明いたします。②評価項目の評価点数は110点満点により判定いたしました。なお評価項目の2「教育・保育の内容等に関する考え」及び評価項目7「その他」の項目につきましては、重要項目につき2倍の加重配点にいたしました。③評価基準、評価点数は下記の表のとおり5段階評価といたしました。

続いて4ページ目をお開き下さい。(2)最優秀提案者の選定方法についてであります。①委員長を含む各委員が評価項目により審査を行い、その評価を各評価項目別に評価点数で判定します。最高得点を獲得した事業者を最優秀提案者として選定。なお、選定に当っては下記のアとイの項目を上回っていることが条件となります。(3)評点表についてであります。評価項目は下記のとおり19項目になります。

続いて5ページ目をごらん下さい。こちらは参考資料になります。こちらは応募事業者から提出のあった一覧を添付しております。内容につきましては記載のとおりとなっております。

続いて6ページ目をお開き下さい。4、事業者選定委員会による採点結果及び選定の理由であります。(1)採点結果、今回応募は1事業者であったため最高得点の獲得による選定ではなく、事業者選定基準に定めている下記の条件を上回った事業者を最優秀提案者として選定することといたしました。①委員の総得点割る委員の人数イコール平均点を算出いたします。②上記の算出した平均点が満点の6割、今回は66点以上になります、かつ委員の半数以上が66点以上と採点した事業者を選定いたしました。結果といたしまして学校法人登別立正学園の採点結果につきましては委員の総得点738点、当日の委員の人数9名で割りまして平均点82点になってございます。かつ委員9名全員が66点以上の採点結果となり条件全てクリアいたしました。(2)選定理由についてであります。学校法人登別立正学園は評価項目の採点結果が選定基準に定める条件を上回っていること。また、これまでの運営実績等から募集要項に定める運営状況を満たしているとともに、特色ある教育・保育サービスの提供及び効率的かつ効果的な管理運営を行う能力を十分に有すると判断し、最優秀提案者として選定したものであります。なお、最優秀提案者として選定した学校法人登別立正学園と今後仮協定を締結し具体的な協議を進めていくことといたします。5、選定した事業者の概要についてであります。法人名は学校法人登別立正学園でございます。昭和56年12月14日に設立してございます。現在既存で運営している施設につきましては7ページの7番の項目になります。詳細につき

まして記載のとおりとなっております。

続きまして8ページ目をごらん下さい。最後に町立海の子保育園民営化に係る今後の取り組み(案)につきましてご説明いたします。5月現在は選定事業者と詳細の項目について協議中となっております。6月上旬には選定事業者と仮協定書の締結を行います。また定例会6月会議に海の子保育園の屋根や壁など修繕工事に係る整備費の補正予算を計上する予定でございます。現在関係課と調整を行っておりますが、作業や手続きに用する時間の関係から6月補正の計上は厳しい場合もございますので、その際には7月に上程したいと考えております。修繕費は現在の予定として約4,000万円程度を予定してございます。7月になります。7月下旬から三者協議を開始する予定となっております。9月の予定です。定例会9月会議において海の子保育園の土地・建物等の無償貸与について財産処分の手続きについて上程をする予定です。白老町立保育所条例の改正についても上程する予定となっております。下旬には選定事業者との協定書の締結を行う予定です。10月上旬には公私連携法人としての指定を行う予定です。また移管先事業者への引き継ぎ共同保育もこの時期から開始いたします。以上の手続きを行った後に平成30年4月1日から民間事業者による運営開始をする予定となっております。以上をもちまして選定結果と今後の取り組み(案)についてご説明を終わります。

○議長(山本浩平君) ただいま説明がございました。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

6番、氏家裕治議員。

○6番(氏家裕治君) 内容はわかりました。修繕費のことで4,000万円という数字が出ていましたけれども、数字を出すのであれば大体概要がある程度示されないと、数字だけ聞いて4,000万円とは何と、屋根の吹き替えだけで4,000万円かかるのかという話になるので、数字出すときには必ず概要をきちんと示せるようにしていただきたいなと思います。

○議長(山本浩平君) 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長(渡辺博子君) 失礼いたしました。このたび概要は提出していなかったのですが、4,000万円という金額の基準ですが屋根の改修、外壁を合わせまして3,200万円ほどの見積もりを今しているところであります。そのほか法人と今後協議の上、必要な箇所につきましては修繕をするという考えでありますので、多く見積もって4,000万円になるだろうということと考えてございます。法人とはただいま協議中ということでもありますので、正確な数字につきましてはきょう現在お示しできなかったということでご理解いただきたいなと思います。

○議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 何点か簡単なことを伺いたします。今回は1件の申し込みということでありましたけれども、言葉尻を取って申しわけありません。競争の原理がないのに最優秀提案者というのはどういう意味なのかなと言葉尻を取って申しわけないのですが、適正だと判断したというのならわかるのですが、何で最優秀なのかなと、その辺の比較するものがないのに最優秀となるのかなと少し不思議でした。もう1点。学校法人立正学園の方たち5人ぐらいが来て委員会に説明があったというお話なのですが、こちら側から実際保育所をやっているわけですから現場をやっているところを、提案の書類だけではなくて委員の方々が実際の現場をやっている見られたのかどうか1点。事業者選定委員10名となっております。これは町民であり子供たちであり保護者の方々を代

表して10名の方が大事な保育所のこと、自分たちの子供らを任せるところを選定するための委員なわけです。委員会の開催に必ず欠席者がいる。最終の判断を決定するときも9名なのです。なぜ1名の方はできなかったのか、私はもう少しきちんと皆さんができる形、10名と選んだのであればその1名の方の声がなぜ聞けないのか、聞けなかったのか、必要ななかったのか、それでなければ10名必要なかったのではないのか。厳しいのですけれども10名の選定された人たちにかかっているのです。いいですよと認定するわけですから、その辺の厳しさがあるので、できれば全員の委員さんが出られる日程を調整してやるべきでないのかなと思うのですがその辺の考え方を伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 鵜澤子育て支援室主査。

○健康福祉課子育て支援室主査（鵜澤友寿君） 1点目のご質問で最優秀提案者のお話です。選定基準に基づいて事務的な手続き上でのお話をしてしまったので、吉田委員がおっしゃるように適切であると表現したほうが正しいのかなと思います。これは手続き上ということでご勘弁ください。2点目につきましては委員が実際に学校法人立正学園にて現場を見たかというお話ですが、こちらは現地では確認しておりません。事前に書類を10日前ほど前に送って熟読していただいて、当日質疑応答の中で意見交換を行って審査をした流れになってございます。3点目ですが1名欠席というのは仕事の関係で急遽出られなくなった経緯がございます。当初も日程調整をかなり意識してやったのですけれども、そのような事情で1名欠席となってございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 1事業者だけだったので、3事業者だったら、どちらにしても白老町としてあまりかわりのなかったところにお任せするというになると、文章で書いたものだけを見た判断でいいのかなと不安に思うのです。書くことはどのようにでも書けるのです。その違いが本当はないのかどうか、書かれてきたことが適正なのかどうなのか、私たちも質問するとき不安なことがあればやっているところの現場を見てきて問題点はないのかというものを質問しながらするのです。ですから、出された書類だけで選考ということで本当に心配がないのか、その辺が1つ不安なので言いました。委員の都合で出られなかったということですが、書類できているものであれば会議に参加しているのなら採点はできるのではないのかなと思いましたが。その辺は採点の日に出られないから抜けたのですとその方の役割は果たせるのかなと思ったのです。採点は皆が集まってしたのかわからないのですが、採点する原本は書類としてあるわけですから今までかかわったのであるのならば、採点はできたのではないかなと思いましたが。10名選任したのであれば10名の方の意見をきちんと聞けるほうがよかったのではないかな。もうやってしまったので仕方がないのですが、これからいろいろなことがあったときにそのように考えるのですが、その辺の考え方を伺います。

○議長（山本浩平君） 既存の運営施設を見学に行くべきないかということですね。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 当日は事前に文書を配布して事前に熟読していただいたのですけれども、当日プレゼンテーションも行いました。予定では15分という時間を設定したのですが、それを大幅に超えてプレゼンテーションしていただきました。その中でビデオも上映しまして実際にやられている教育・保育状況などもその場で見せていただいて、その中で判断したということです。今回1名の方が欠席されましたけれども、プレゼンテーションもかねて採点とい

うことになりましたので、事前の文章だけではなくそれを含めての採点となりましたので今回欠席された方については採点の中には残念ながら入れていないということになりました。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 前も説明を受けたのですが、応募が1事業者です。なぜ、町外の学校法人立正学園ですか、この1事業者だけで、当初から立正学園ありきでやったのではないのかと私は思うのです。私は前に一般質問をしているので言っているのですが、時間があつたらたくさん言いたかったのですが言えなかったけれど一般質問でお話しております、なぜ町外事業者の1事業者だけを評価の点数で評価したのかというのが1つ。海の子保育園の補修工事ですが4,000万円と言われました。かかるのでどうのこうの言っているわけではないのですが、一般質問で緑丘保育園の修繕費の関係はどのようになっているのかというお話をしているはずなのですが、緑丘保育園の経過も1つお聞きしたいと思います。これも大事だけでも緑丘保育園もどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） この説明ではないのですが関連ということで、お答えをできる範囲でお願いします。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 1点目の今回1事業者だということの理由でございますが、選定に当たりましては第1に町内の法人を選定するという考えで進めてきました。その中で町内、胆振管内を含めまして全事業者に案内は出しました。ただし、実際の応募が町外の1事業者となったということで、最初からこの法人ありきというような進め方という考えは全くございません。本当に町内でやっていただけたところがありましたら、そこを第1の候補として考えていきたいと思っておりました。緑丘保育園の修繕につきましては、覚書も締結しておりましてその中で修繕について触れております。大規模修繕につきましてはそのつど協議の上実施するということになっておりますので、緑丘保育園のほうも修繕のときにはこちらのほうにも実際に相談に来られた経緯はございましたけれども、その時に時期的なことや、こちらでお願いした内容と緑丘保育園さんのほうで実際修繕したい時期がずれているというのがこちら側の考えと一致しなかった部分もございまして緑丘保育園のほうに先に修繕したという経緯がございました。決して、覚書にありますので、緑丘保育園の修繕につきましてもしないということではないのですが、協議の上で相手方と納得の上で行なったということでこちらのほうでは理解しております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 緑丘保育園の話はついでだからなのですが、ここで議論するわけにはいかないのですが、やはり町内の緑丘保育園が先に改修を相談しているのに、今新たにやるものに8月から修繕工事やりますって示されたら、おかしくないですか。やはり地元の緑丘保育園を先に示して、それからこういうものを示さないと私は不信感を持ちます。順序があるのです。保育計画の説明後からがあるからその時に話をしようと思うのですが、順序があると思うのです。

○議長（山本浩平君） 改修についての順序という意味ですか。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 1点目の今回の事業者選定に当たりましては、私のほうからも町内にあ

る事業者に対しましては何度か具体的なお話をさせてもらいながら、今回の選定の過程があったということをお知らせしておきたいと思っております。それから緑丘保育園の改修につきましては、今書類がないのですが飴谷前町長時代に具体的な覚書を交わして、その後町のほうから改修については予算を出しているという事実があります。近々の大改修の関係については私が教育長時代であったのですが、当時の理事長とお話を申し上げて、そのような観点からこちらもそのような覚書にのっとってかかわっていかないということで、さまざまな観点でお話を申し上げた中で向こうが持っている資金の運用を持って改修を図ることに最終的になりました。今申し上げたように今回の海の子保育園の民営化に係りましては、以前に小鳩保育園の民営化に係った手法を持ちまして、きょうは先ほどご指摘されましたある意味概要をお示しした金額でなくてはならないことは反省したいと思っております。以前の小鳩保育園の時のところを押さえた形で今回は金額として改修費と概要はお示しをしたところでございます。緑丘保育園の改修につきましては、十分に覚書がありますのでそれにのっとってしっかりとやっちはいかなければいけないと認識はもっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 緑丘保育園の関係少しよろしいですか。副町長、子育て支援室長から話がありました、緑丘保育園の認定こども園に移行するための改修ということで十分に経過についてお聞きしています。副町長は当時者だから十分に知っていると思っておりますが、当然議会の場でも副町長は覚書の中で修繕は見るよと、前の松田委員の質問でも言っていて、緑丘保育園も認定こども園に移行するという形の中でやっているのです。副町長も覚書にのっとり考えていると言っているのです、私はその後緑丘保育園の前の理事長に聞いたら、インターネットで議会の経緯、答弁しているのを聞いて、かなり含みを持った捉え方をしているのです。副町長もそのような言い方をしているのです、曖昧ではなくて、あくまでも小鳩保育園もこども園に認定する、今言った立正学園もこども園に認定して云々という形であれば、緑丘保育園だけが3,400万円、4,000万円補修して浮いているのです。平等性というべきものはあると思うのです。副町長の前向きな考え方の答弁でよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 緑丘保育園の前田委員がおっしゃった3,400万円の金額の関係につきましては、その当時は私が教育長の時代の改修のものだと思うのです。その時はこども園への移行ということではなく、あくまでも保育園のさまざまな室温の確保や、老朽化した部分の改修ということであったのです。こども園の移行については今年度の予算の中で移行の部分についてはつけています。予算づけはしておりますので、移行そのものについては予算のほうで間に合わせるようになっております。改修内容、改修規模、そこところはさまざまな事情がある中での内容的な部分ですから、覚書に沿ってお互い両者が協議で進めていかなければならないということは認識しています。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に2点目の白老町保育事業運営計画（案）について担当課からの説明を求めます。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） それでは白老町保育事業運営計画（案）についてご説明いたします。この計画につきましては平成27年2月に1度ご提案いたしまして、町立保育園の方向性についてお示ししたところでありました。その時は2園とも民営化する方針案でしたけれども、その後の子育て環境の変化など、いろいろ考慮した中でことし2月に町立保育園の設置運営方針というのを策定いたしました。全員協議会でも1月にご説明したところです。1度説明している内容と本計画が重複するところがございますので、説明につきましては本日配布いたしました概要版に基づいて簡単に説明させていただきます。それでは概要版をごらん下さい。計画ですが全6章で構成しております。

まず第1章、計画の基本的な考え方です。1、計画の策定目的。白老町保育事業運営計画は白老町保育計画と再配置・民営化計画を一体化し発展させた計画として策定し、今後の本町が目指す保育のあり方と町立保育園の再配置・民営化を含めた整備方針を明らかにします。2、計画の位置づけです。白老町子ども・子育て支援事業計画を本町の子育て支援の総合的な計画と位置づけております。本計画はその個別計画といたします。3、計画期間は平成29年から33年までの5年間です。

第2章、白老町の子育てをめぐる現状と課題です。1、新生児出生数の将来の見通し。本町の出生数は平成21年度に100人でした。それ以降は100人を下回り、26年度は67人、27年度は64人と大幅な減少となっています。今後の将来人口推計では数年間は60人前後の出生と予測され、人口減少とともに出生数も年々減少することが見込まれます。2、子育てをめぐる現状と課題。現状が急速な少子化の進行、親の雇用形態の多様化、子育てに対する不安感・負担感の増加、配慮を要する児童の増加、質の高い幼児期の教育・保育ニーズの増加、保育士の確保難などが挙げられます。これらの現状に対して課題を3点捉えました。（1）地域子育ての支援充実、（2）質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、（3）発達を支える環境づくりの推進です。

第3章、白老町の教育・保育を取り巻く現状と課題。1、保育園運営の現状です。次のページをお開き下さい。入園児数は緑丘保育園、小鳩保育園、各保育園は保育部門における定員に対する100%を超える入園率を維持しています。白老さくら幼稚園は平成28年に認定こども園に移行し、0歳児からの受け入れを行っています。町立保育園は平成28年度には2園とも定員数を下回っています。また、ここ数年は町外の幼稚園に入園する子どもが増加しています。この表の平成29年3月末現在の数字をごらん下さい。乳幼児数満6歳までの子供の数519人に対して町内の入園児数ですが318人ということで、入園率が61.3%となっております。ここ数年60%までいかなかったのですが、子どもの数は減ってはいるのですが、保育園、幼稚園に入園する子どもの率がふえてきているのがごらんいただけるかと思います。2、町立保育園と民間保育園・幼稚園の運営費（平成28年決算見込み）です。国の三位一体の改革によりまして町立保育園の運営費が一般財源化されました。民間保育園の運営費には国・道の負担金が充当されますが、町立保育園にはその充当がありませんので運営コストが高くなっております。平成28年の決算見込みでは町負担額が合計1億5,957万円ほど見込んでおります。3、施設の老朽化の現状です。海の子保育園は平成3年建築、はまなす保育園は平成7年建築とともに20年以上経過していますが、修繕等による対応は可能だと考えております。しかし、将来的には施設改修が課題となっております。私立の保育園と認定こども園につきましては、小鳩保育園は民間移行の前の年、27年には緑丘保育園とさくら幼稚園が改修をしております。4、

保育料の現状です。平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度において利用者負担は国が定める基準の範囲内で実施主体である市町村が定めることとされました。このことから町は新制度施行前の保育料を上回ることがないように負担軽減を図っています。また、平成29年度からは全ての階層において削減率を引き上げたほか、町民税非課税世帯やひとり親世帯の軽減拡充、全ての5歳児の教育分に係る保育料を無償化するなど、さらなる負担軽減を図っています。次のページです。5、保育ニーズの多様化です。保育に対するニーズが多様化する中、従来から実施しております乳児保育、障がい児保育、時間外保育、交流保育のほか、平成27年度からは余裕活用型の一時預かり、平成28年度からは幼稚園型の一時預かりを実施しております。各園の実施状況はごらんのとおりとなっております。6、栄養管理と食育の推進です。毎月、栄養士、町立保育園、私立保育園が集まり給食会議を開催しております。その中で栄養基準等の情報提供やよりよい献立づくりについて話し合いを進めています。また、子供がみずからの感覚や体験を通して自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝が育つように各園で食育指導を行っています。食物アレルギーについては、一人ひとりの子供の心身の状態等に応じかかりつけ医等の指示や協力のもと、栄養士などの意見も聞き専門的な見地からの対応を行っています。7、広域入所事業です。保護者の勤務地の都合などにより、居住地以外の他市町に設置されている保育園の入園が可能です。広域利用も今後の保育需要を検討するに当たって考慮する必要があると考えております。広域利用の実績の内訳でございますが、白老町から他市町へ行っている子供は平成27年、28年はおりませんでしたけれども、受け入れのほうをごらんのとおり苫小牧市のほか道内、道外の子供たちを受け入れております。8、町立保育園保育士の推移です。現在、町立保育園では正規職員と臨時職員とで必要な配置基準を満たしておりますが、今後は安定した保育提供体制の整備が課題となっております。正保育士数の推移を載せてございます。今年度は2園ありますけれども正保育士、園長を含めまして7人おりますので、7人と臨時職員とで運営している状況です。今年度末に1人が定年退職、来年も1人定年退職ということで、安定した保育提供体制の整備には保育士確保が課題となっております。9、教育・保育施設関係予算額の推移です。予算額の推移につきましては町立保育園を2園維持した場合ということで、正保育士の定年退職による補充を行い正保育士7人確保した場合の推移でございます。平成33年までの町負担額を載せておりますけれども、毎年大体1億7,000万円ほどの町負担額が見込まれております。

次のページです。第4章、白老町の保育運営の考え方です。1、今後の教育・保育のあり方。本町の就学前の全ての子供に対する教育・保育の充実を図るためには、町立と民間の保育園が子供たちの育ちを支えることを共通の理念として、それぞれの役割を果たし、連携して取り組むことが求められています。公立保育園の役割、民間保育園の役割をそれぞれ挙げております。2、再配置（統廃合）の考え方ではありますが、平成20年に策定しました保育園の再配置民営化計画における再配置、統廃合の対象保育園の基準を設けておりました。これらの基準に照らし合わせて海の子保育園、はまなす保育園はそれぞれに再配置の基準には該当していないという考えです。今後現在の利便性を確保することができるように再配置（統廃合）はしないで現地域での運営を維持していく考えでございます。3、民営化の方向性です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育ち、共働き家庭だけではなく子育てしている全ての家庭を支えるため、町と民間のそれぞれの機能と役割を共有、分

担をして、町全体のさらなる教育・保育の充実を図るため民間保育園への移行を進めます。4、現状とケースごとの比較です。ケースを3つ挙げました。ケース1、はまなす保育園を町立に残し、海の子保育園を民営化にする場合です。メリット・デメリットですが、はまなす保育園はまちの中心に位置しておりますので中核的な保育園として、公立保育園の役割を果たすのに適している。海の子保育園につきましては、自然に恵まれている環境がありますので特色ある教育・保育を実施しやすいメリットがあります。町財政負担の観点から見ますと、現状と比較して2,085万円ほどの削減になります。ケース2、はまなす保育園を民営化にし、海の子保育園を町立で残す場合ですが、デメリットははまなす保育園は海に近いということがあります。塩害によりまして園舎が劣化しやすいデメリットがあります。海の子保育園を町立で存続する場合は、立地が西部地区に位置しているということで、公立保育園としての中核的な保育園としての役割は、はまなす保育園と比べたら低いのではないだろうかと考えております。町財政負担の比較ですが現状と比較して3,426万円ほどの削減となります。ケース3、2園とも民営化した場合ですが、メリットとしては財政負担がかなり軽減できるということです。ただし、民間保育園での保育士確保がなかなか難しい現状の中において、2園とも民間ということになりますと保育士の確保が難しく一人ひとりの子供に目が行き届かない、加配を要する障がい児保育を実施できないなどの懸念があると考えられます。町財政負担につきましては現状と比較して5,086万円ほどの削減となります。5、民営化する保育園の類型と規模です。類型につきましては、親の就労状況に関係なく引き続き通うことができる幼保連携型認定子ども園にしたいと考えます。規模につきましては、はまなす保育園は60名、海の子保育園は35名にするということで町内の必要な保育ニーズを充足できると考えております。6、民営化の手法ですが、児童福祉法の改正によりまして新たに平成27年から公私連携型という民営化の手法が創設されましたので、その手法を取りたいと考えております。7、地域子育て支援機能の強化です。在園児以外の家庭も支援できる認定こども園がありますので、この子育て支援機能を強化してまいります。8、小規模保育園の活用。こちらは少子化が今後ますます進んでいったときに保育ニーズがさらに多様化したときのために小規模保育園の活用も検討していくことも考えています。

これら第4章で挙げました保育園運営の考え方に基きまして、次の第5章、設置運営方針を定めました。町財政負担だけではなく、ご説明しましたメリット・デメリットをさまざまな角度から設置運営を決めました。1、町立保育園の設置運営方針です。(1) 2園は統合せず現地域での運営を継続する。運営形態は海の子保育園は幼保連携型認定こども園として民営化します。はまなす保育園は当面の間、現状規模のまま町立で存続いたします。理由としましては先ほどメリット・デメリットでご説明したとおりでございます。(2) 民営化する海の子保育園を公私連携型施設とする。民営化の手法は、町が人員配置や提供する教育・保育の運営などに関与するなど、これまで町立保育園が担ってきた役割を保障し民間法人と協働して積極的かつ効率的に対応することができる公私連携型施設といたします。2、民営化に伴う運営条件です。(1) 公私連携施設として町と締結する協定期間終了後も再協定を締結するか、民間移譲を前提として法人が変わることのないように努めたいと思います。(2) 土地、建物等は無償貸与といたします。(3) 民営化するときに修繕が必要な場合は町と公私連携法人との協議により修繕箇所を決定して整備いたします。(4) 特別保育を実施したいと思います。従来から行っております乳児保育、障がい児保育のほか、ニーズに応じて一

時預かりなども実施いたします。子育て支援事業も実施いたします。(5) 第三者評価を実施し保育の質向上に努めてまいります。3、4は先ほど選定委員会でもふれましたので省略させていただきます。

次のページです。第6章 町立保育園の将来の見通しです。1、海の子保育園です。(1) 類型・規模につきましては、平成30年4月から幼保連携型認定こども園として民営化します。定員は35名。認定こども園ですので教育枠は5名、保育枠を30名と設定いたします。(2) 機能の実施ということで民営化です。民間保育園としての機能を実施いたします。①特色ある教育・保育の実施。②多様な教育・保育へのニーズの対応を行ってまいります。(3) 施設整備です。屋根・外壁の改修のほか、公私連携法人と協議により必要箇所を整備いたします。(4) 将来見通しの考え方です。①幼保連携型認定こども園として将来的にも引き続き特色ある教育・保育を提供いたします。②はまなす保育園を将来的に小規模保育園にした場合、連携施設としてはまなす保育園の卒園児を受け入れます。③西部地区の子育て支援の中心的な施設といたします。2、はまなす保育園。(1) 類型・規模です。はまなす保育園は保育園のまま定員60名、定員も現状維持のまま運営いたします。(2) 機能の実施です。町立保育園としての機能を実施いたします。①地域の子育て支援の充実、②発達を支える環境づくり、③地域の保育の質向上を行ってまいります。(3) 施設整備です。当面の間は修繕により運営しますが、将来的には老朽化した施設改修の方法を検討します。(4) 将来見通しの考え方です。①児童数の推移を見て適切な時期に満3歳未満児対象の小規模保育園といたします。②卒園児(満3歳以上児)につきましては、集団生活を維持するためほかの認定こども園等を連携施設といたします。③少数ニーズや困難ニーズに対応いたします。今後も町立と民間の保育園がそれぞれの役割を果たし、また、連携しながら子供一人ひとりの発達を保障する保育環境づくりを進めてまいります。なお、計画(案)につきましては、来週から1カ月の間パブリックコメントを行いまして、町民の方の意見も反映しながら策定を6月末をめどに実施していきたいと思っております。

○議長(山本浩平君) ただいま白老町保育事業運営計画(案)についての説明がございました。この件について特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番(松田謙吾君) ご説明がありましたが、大きく言うところの保育行政のこれからの進め方の大きな理由として共働きの世帯数の増加、人間関係の希薄化、家庭を取り巻く環境が大きく変化、保育園に対するニーズが多様化している。これを踏まえて新たな保育行政を進めるのが考え方だと思うのです。保育行政は10年前より幼児が半分になり10年後にさらに半分になります。平成42年には280人ぐらいになる。まちでやるべきことは何だろうかと保育行政を見て考えるのです。保育料の徴収も民間任せ、まちの町立の徴収も民間任せ。時間外保育(延長保育)これも町立保育園はしないで民間任せ。一時預かりも小鳩保育園だけで町立保育園はしていない。まちのやっている保育行政はどんどん面倒くさいことを手放して民間に任せて、先の理由に保育士が足りない、保育士の確保が難しい、これは説明を読むとこのようなことがあるから民間保育にするのだ。民間になっていく保育行政なのです。東京の場合は新聞でも報道でも言っているけれど、保育園に預けたくても預ける場所がないのです。白老町は預けるのではなく面倒くさいから民間に委託していると私はこう受けとめているのです。私は前にも一般質問したのですけれど、10年前より半分になってさらに半

分になって、幼児の人数からいって、もう少しまちが汗水かいて子供をみずからの手で育てるような考え方を持つべきではないのかなというのが私が思う考え方なのだから、前から一般質問をしているし警笛を鳴らしているのです、私なりに町民のひとりとして。まちが責任を持って未来を、このまちを守っていく子供らを自分たちの手で育てるべきだというのが私の考え方なのですが、そういう原点にたったものの考え方になれないのですか。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） このたびの設置運営方針で1園は民営化して1園だけ町立で残すという考えになっております。ただ、まち全体で町立と民間が連携しながらやっていくことがまちの子供たちにとっては最善の形ではないのかなと考えに基づいてつくった方針です。決して町立保育園が面倒くさいから特別保育をやらないということではなくて、町立保育園としては役割があると考えておりますので、ニーズが少なければ町立保育園で受け入れましょと、配慮を要する子供たちにつきましては積極的に町立保育園で受け入れましょと、本当に一人ひとりの子供たちの育ちを見て町立保育園でなすべき仕事ではないのかという考えに基づいて今回の方針を策定したところではあります。少子化が進んでいるということで、確かに子供の数が減っておりますので、それにつきましては総合的に経済的な支援もそうですし、相談体制の充実など総合的に子育てをしていく環境を整えていくことで少子化も今後防げるのかなと考えておりますので、町としては積極的に今後進んで取り組んでいかなければならないと考えているところです。子供につきましては、確かに少子化は進んでおりますけれども、今年度末の入園率でお話をしましたけれども、少子化は進んでいるのですが、入園する子供の率は下がってはいないということで今後、子供を預ける年齢が今までは3歳以上になったら保育園に預けましょという考えが多かったのかなと思うのですが、3歳にならなくても子供を預けるご家庭が今後ますますふえていくのかなと、そういうところも町立保育園で担っていくべき役割と考えているところであります。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 言っていることもわかりますしそのとおりです。保育行政だけがどんどん民間の考え方で任せていく。しかし小学校1年生になったら白老町の教育行政の中で小学校も中学校も考え方は同じでやっていくのです。私の心に引っかかるのは、保育行政だけはいろいろな事業者のやり方でやるわけです、特長あるやり方で。そうやった子供たちが小学校に上がる時は、言葉の使い方が悪いですが、ばらばらの保育を受けた子供たちが全て集まって1つの教育方針で進めていかなければならないわけですから、そういうことを考えるとちぐはぐだという気がするのです、幼保教育が。私が一番心配しているのはそこなのです。子供の心がバラバラになって。大きな意味で言っているのです。バラバラな幼保教育を受けてきて、今度小学校に上がると白老町の教育方針が全部同じ教育方針で進んでいくわけです。ここで戸惑うのではないのかなと、子供たちが。大きく心が大人になっても成長していくわけですから、昔の思い出が残って、そういうことを考えるとまちが1つになって幼保教育からやっていくべきではないのかなと、私の考えです。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今までも松田委員からさまざまな観点で本町における子育て問題ということについてご意見をいただいているわけですが、町としては基本的には次代を担う子供たち

を産み育てることから含めて義務教育を通して町の責任として育てていく、教育していくということには変わりはありません。手法として形態として具体的にお話しをしたような形で、民間のほうの特色ある教育の部分に特化した形での保育教育のあり方も模索をして進めていくことが子供にとっても、保護者の皆さんにとってもニーズがあることではないのかなという押さえの下に進めようと考えております。ご心配されるところにおいては、確かに民間の保育園事業者おりますけれども、月に何度か園長会議を含め給食の指導のあり方についても会議を開いて情報交換をしながら進めております。小学校に入ったときに何年間という保育教育の中で育った部分と、それぞれの小鳩保育園、緑丘保育園、海の子保育園、はまなす保育園さまざまな内容的な部分についてはあろうかと思っておりますけれど、基本的な子育ての教育そのもののあり方について、お互いに言葉は悪いですが勝手にそれを特長としてやっているかというところではなく、町内にある保育園、幼稚園がどういうふうにして次代を担う子供たちとして教育、保育をやっていくべきなのか、その辺のところはしっかり園長会議等を含め子育て支援室が入りまして行っておりますので、今お話あった懸念されるところは重々受けながら、今後も保育行政は町としてしっかり進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） わかりました。私はこの説明で1番の驚きは、町外に12名も行っているということはどのような理由なのか何なのか驚きなのです。この考え方をどのように思っていますか、町外に行っている理由。理由は何かあるから行っているのだろうけど、私は驚きなのです。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 先ほどもご説明しましたが、ここ数年10名以上の子供さんが町外の幼稚園に通っております。理由としましては親の職場が幼稚園に近いというものもあるかもしれませんが、多くは特色ある教育を提供している幼稚園に通っている子供さんが多いのかなと考えております。教育方針や親御さんにとっては子供にそういう教育を受けさせたいという思いがあつてのことだと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 全員協議会ですので確認の意味で聞きたいと思います。24ページと26ページです。将来の見通しの考え方のところ。海の子保育園の将来の見通しと、はまなす保育園の将来の見通しがあります。これからパブリックコメントもすると言っていますが、行政側のほうから見れば効率的な言い方をしていますが、24ページの（2）、26ページの（1）、（2）、これは保護者側からの立場から見た場合は具体的にどのような運用になるのですか。これだけならパブリックコメントをしても保護者が自分の子供がこの地域でどうなるかわからないと思うのです。具体的に保護者の立場にたつて、以前まきば保育園が移ったときを教訓にして書いていると思うけど、これはどのような施策になるのですか具体的に。

もう1つ、保育士の確保ができない。町立保育園の保育士は一般的に民間保育園より待遇がいいのです。町立保育園の保育士を仮に募集したのかはわかりませんが、なぜ来ないで民間保育園のところに行くのでしょうか。民間保育園は派遣や臨時は給料低いのです。それなのに町立保育園は保育士集まらないで確保できないで、民間保育園は保育士確保できるとは何でなのでしょうね。確認だけしておきます。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） まず1点目の本編の24ページ、26ページに書かれているところの部分でございますが、今回の将来見通しということで、はまなす保育園を適切な時期に小規模保育園とした場合、はまなす保育園から海の子保育園の通園がありますので、今後法人との協議にもよりますし、町のほうでも新たに考えなければいけません、通園に関しては利便性をそこなわない方法を考えていきたいと考えております。連携施設として海の子保育園としておりますが、保護者によっては海の子保育園ではなく白老町の保育園、幼稚園に通わせたいと言う親もいるかもしれません。親の選択ですのでそれについては絶対に海の子保育園に行きなさいということではなく、選択する機会があるということでございます。保育士の問題ですが、保育士の確保難というのが説明不足で大変申しわけありません。確保難というのは民間保育園の保育士についてであります。町立保育園の保育士につきましては、ここ何年も採用がないということで現状7人の保育士となっております。今後町立保育園を1園残すということですので、定年退職は毎年のように今後ありますので補充もしていかなければいけないと考えているところであります。年齢構成も含めまして若い保育士の採用も今後検討していくところであります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 将来の見通しの考え方は少子化対策として非常に大事な問題なのです。通園の利便性はそこなないようにすると言っていますけど、過去のまきば保育園のとき議会もかなり言ったのです。結果的に保護者に負担を求めてしまって社台から子供がいなくなった。そしてさくら幼稚園は自分でバスを出して幼稚園は取り囲んだということをやっているのです。町として責任としてこう言っているけど多分わかりません。言っていることは町立次第の考えではないです。民間に委ねている答弁なのです。保護者の人がまた負担を強いられるのです。福祉サービスの低下につながるのです。こういうことは一般質問でやるべきなのですからこれ以上は言いません。やはり地域に住む人に手厚くしてそこに住んでみたいという保育所や学校づくりの本来の目的なのです。もう少し具体的に整理してパブリックコメントしないと結果的に何も出してこないと思います。行政の責任として保護者の立場にたった具体的なものをきちんと示す、これが大事だと思います。行政が何するわけではなく民間に委ねるような形で、結果的に大変で児童数が少なくこれから、はまなす保育園で3歳以上になったら海の子保育園に行きなさいと、こちらでは逆のことになるのです。そういう主体性を持った保育行政をきちんとつくってほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 基本的には松田委員にもお話しをしたように、保育行政そのもの含め子育てはしっかりと次代を担う本町の子供たちとして進めていかなければならないというのは、基本としてしっかり持っているつもりでおります。もう1つは今まで統合をやりました。平成20年からまきば保育園、たけのこ保育園、そこの中でやってきた中で決して間違いということは言えませんけども、反省すべきところはきちんと受け取りながら今後の保育行政には生かして行かなければならないというのが町の基本的な姿勢として進めてまいりたいと思っておりますので、この文言のあり方についてはこれでいいのかどうかという部分についてはさまざまな取り方があるかと思っておりますけれど、基本線としては前田議員のほうからありましたところをしっかりと受けとめて行きたいと

考えております。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） これをもちまして全員協議会を閉会いたします。

（午後 0時02分）